とちぎの元気な森づくり県民税の今後のあり方に関する

意　見　書　（案）

令和８（2026）年　月

とちぎの元気な森づくり県民税事業あり方検討会

はじめに

本県の森林は、県土の 54%を占め、災害防止や水源のかん養のほか、地球温暖化防止、木材生産など多くの機能を有し、私たちの暮らしや産業を支える緑の社会資本として、県民に様々な恩恵をもたらしている。

とちぎの元気な森づくり県民税（以下「県民税」という。）は、とちぎの元気な森を健全な姿で次代に引き継ぐため、平成 20（2008）年度に時限的措置として導入された。第１期県民税（平成 20（2008）～平成 29（2017）年度）では、手入れが行き届いていない森林の間伐等を行い、概ね目的は達成した。続いて、第２期県民税（平成 30（2018）～令和９（2027）年度）では、利用期を迎えた民有人工林の高齢林化や、森林所有の小規模化・不在村化等の課題に対応するため、森林の若返りと活用、森林所有対策などに重点を置いた事業を展開し公益的機能の維持・向上を図ってきた。第２期中の令和元（2019）年度に、国が森林環境税及び森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）を創設した際には、県民税と譲与税の使途の整理を行いつつ、税額を維持しながら森づくりを一層推進することとなった。

第２期開始から今年で９年目を迎え、課税期間の終了まで残りわずかとなったことから、令和 10 年度以降の県民税のあり方を検討するため、「とちぎの元気な森づくり県民税事業あり方検討会」（以下「あり方検討会」という。）」が設置され、本年５月から検討を開始した。

検討に当たっては、県民、市町長、関係団体等への意向調査の結果などを参考に、本県の森林・林業を取り巻く状況の変化等を踏まえながら、現地調査を含む４回の議論を重ね、本意見書を取りまとめた。

県においては、本意見書の趣旨をご理解いただき、本県の森林を健全な姿で次代に引き継ぐための取組を推進されることを期待する。

令和８（2026）年　月　日

栃木県知事　福田　富一　様

とちぎの元気な森づくり県民税事業あり方検討会

座　長　須賀　英之

目次

第１　第２期とちぎの元気な森づくり県民税事業及び森林環境譲与税事業の評価・・１
　１　評価委員会の評価（平成 30～令和７年度事業）
　（１）総評
　（２）主な事業の実績と評価
　２　あり方検討会における評価

第２　森林・林業をめぐる現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　１　民有林人工林の資源
　２　野生獣被害
　３　森林の所有
　４　林業労働力
　５　里山林の保全

第３　県民・市町等の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　１　森林の公益的機能の重要度
　２　県民税継続の必要性
　３　県民税事業の取組内容及び譲与税事業との使途区分
　４　今後県民税事業で取り組むべき事業

第４　令和 10 年度以降の県民税のあり方についての意見・・・・・・・・・・・・・・４
　１　県民税継続の必要性について
　２　施策の方向性、使途について
　（１）施策の方向性
　（２）使途
　３　課税方式、税額、課税期間
　（１）課税方式
　（２）税額
　（３）課税期間

参考資料

第１　第２期とちぎの元気な森づくり県民税事業及び森林環境譲与税事業の評価

１　評価委員会の評価（平成 30～令和７年度事業）

とちぎの元気な森づくり県民税事業（以下「県民税事業」という。）及び森林環境譲与税事業（以下「譲与税事業」という。）の実施状況については、毎年度、とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）により、両税による事業効果の評価が行われ、事業の透明性・公平性を確保してきた。

今年度は、県民税の今後のあり方を見据え、第２期の８年間に実施した事業のうち主なものについて評価が行われた。評価委員会による評価結果は下記のとおりである。

（１）総評

第２期県民税事業については、森林の若返りをはじめとし、目標達成に向けて各事業が概ね進んでいると認められるものの、引き続き対策が必要な課題も残されている。

譲与税事業については、森林クラウドシステムの構築・運営や林業大学校の開校など、本県の林業を支える基盤整備が進められた。今後も地域課題に応じた市町への継続的な伴走支援が必要である。

（２）主な事業の実績と評価

ア　とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業（植栽面積）

８年間の植栽面積は、目標値 4,800ha に対し、実績値 3,209ha（実施率 67%）であった。森林資源の循環利用による森林の若返りが進んでいるものの、担い手不足や資材単価の高騰等の課題もある。今後は、林業の担い手育成を進めるとともに、地域の実情に応じた施業方法や獣害対策等を検討した上で、森林の若返りの更なる推進を図る必要がある。

イ　とちぎの元気な森づくり里山林整備事業（新規整備面積）

８年間の里山林新規整備面積は、目標値 1,200ha に対し、実績値 832ha（実施率 69%）であった。森づくり活動団体による里山林の整備・管理が進んでいるものの、担い手の高齢化や後継者不足などの課題もある。今後は、担い手の高齢化や後継者不足への対応に加え、効果的な情報発信を強化し、活動の担い手確保につなげていく必要がある。

ウ　とちぎの元気な森づくり森林所有対策事業（地籍調査　新規着手面積）

８年間の地籍調査新規着手面積は、目標値 4,599ha に対し、実績値 4,599ha（実施率 100%）であった。リモートセンシング技術を活用した地籍調査は着実に進められているものの、森林所有者の高齢化等による影響が懸念される。今後は、施業の効率化・集約化を図るため、引き続き森林所有者情報の把握や境界の明確化などの森林所有対策に取り組む必要がある。

エ　県民理解の促進

県民協働の森づくりの推進母体である「とちぎの元気な森づくり県民会議」の活動支援や人材育成講座の開催等による森林ボランティア育成等に取り組み、県民意識調査の結果、県民税の認知度は約５割へと上昇した。今後も協力のもと事業を進めていくため、効果的な普及啓発に努める必要がある。

オ　森林環境譲与税事業

7 年間の国から県への譲与額に対する執行率は 88.0%、国から市町への譲与額に対する執行率は 68.8%であった。県においては、今後も、市町ごとの課題や執行状況を踏まえた継続的な伴走支援が必要である。

２　あり方検討会における評価

評価委員会の評価結果にも示されているように、第２期県民税事業及び譲与税事業は、森林資源の循環利用の促進、里山林整備、森林所有対策及び担い手育成等において一定の成果を上げており、本県の森林の公益的機能の維持・向上に寄与したものと評価できる。一方で、人工林の高齢化、林業従事者及び里山林保全活動の担い手不足、整備後の維持管理、野生獣被害対策、森林所有界の明確化等の課題は依然として存在している。

さらに、税の認知度向上や県民理解の促進も重要な課題である。このため、第２期の成果を踏まえつつ、残された課題や新たな課題に継続的に対応し、本県の森林の公益的機能の維持・向上を図っていく必要がある。

なお、森林資源の循環利用の評価については、植栽面積のみで成果を捉えるのではなく、より多面的な視点での評価手法について検討することが望ましい。

第２　森林・林業をめぐる現状と課題

１　民有林人工林の資源

本県の森林面積は、約 35 万 ha で県土の 54%を占めており、そのうち民有林は約 22 万 ha で、全森林の 63%を占めている。また、民有林人工針葉樹の林齢構成のピークは 61～65 年生で、木材として利用可能な 46 年生以上の面積が全体の 84%を占めている。

第２期県民税事業により、利用期にある人工林の若返りが着実に進んでいるものの、全体では、依然として高齢化が進んでいることから、森林の公益的機能の持続的な発揮のため、森林資源の循環利用を継続する必要がある。（資料１）

２　野生獣被害

シカ等による森林被害が深刻化し、特に苗木の食害対策として一般的な忌避剤の散布では十分な効果が得られない地域も出現している。このため、苗木を個々に保護する獣害防止筒の実施が増加傾向にある。獣害防止筒は高い効果が認められる反面、資材費が高額であることに加え、一本毎の設置作業を行う必要があるため、多くの労力を要する。また、近年の物価高騰に伴い資材単価等が上昇し経費が一層増大していることから、獣害がひどい地域では森林の若返りが進みにくい要因の一つとなっている。持続可能な循環型林業を実現するためには、経費と労力を抑えた低コスト林業を推進する必要がある。（資料２）

３　森林の所有

森林所有者の高齢化や相続未登記等により、境界不明森林の増加や所有者の分散化・不在村化が進んでいる。また、本県の地籍調査の進捗率（林地 21%）は、全国平均の

林地 47％を大きく下回り、森林施業の合意形成や集約化に支障を来しているため、引き続き境界の明確化に取り組む必要がある。（資料３）

４　林業労働力

本県の林業従事者数は、近年は 650 名前後で横ばい、新規就業者数は年間 50 名程度で推移している。一定数は維持できているものの、供給不足の素材丸太量を増加させていくためには、人材の確保・育成が必要である。利用期の人工林を伐採し、再造林等を行う持続可能な循環型林業の実現には、県林業大学校を中核拠点とした人材育成を進める必要がある。（資料４）

５　里山林の保全

里山林整備を担う森づくり活動団体の 84％が平均年齢 60 歳以上で、80％が新規加入の見込みがない状況である。高齢化等による担い手不足や資金不足で、団体の活動継続が難しくなってきており、里山林の整備・管理を継続して実施するための支援が必要である。（資料５）

第３　県民・市町等の意見

令和 10 年度以降の県民税のあり方を検討するにあたり、県民、市町長及び関係団体等の意向を確認するため、県が実施した意向調査の結果は、次のとおりである。

区分	対象者	回答数 （回答率）	実施時期
とちぎネット アンケート	とちぎネットアンケート協力者　705名	456名 （64.7％）	令和８年 ４月
県政世論調査	18歳以上の男女　2,000名	1,528名 （76.4％）	令和８年 ５～６月
市町長意向調査	25市町長	25市町長	令和８年 ６～７月
団体等意向調査	経済・消費者・教育・ 林業/木材産業関係団体　33団体	22団体 （66.7％）	令和８年 ６～７月
こどもモニター アンケート	小学生・中学生・高校生～22歳の若者 ・18歳未満の保護者　1,000名	877名 （87.7％）	令和８年 ７月

１　森林の公益的機能の重要度（資料６）

① 県民、市町長及び関係団体等は、いずれも「災害防止機能」、「水源涵養機能」、「地球環境保全機能」を重要視している。

② 平成 20、28 年度と比較して「災害防止機能」、「水源涵養機能」を重要と考える県民の割合が増加している。

２　県民税継続の必要性（資料７）

① 県民の 78％が、森林を守り育て、将来に引き継いでいくため、とちぎの元気な森づくり県民税の継続が「必要・どちらかと言えば必要」と回答している。

② 県民の 77%が、私たちの暮らしや産業等を支える森林を県民みんなで守り育てていくため、税負担は「必要・どちらかと言えば必要」と回答している。
③ すべての市町長及び回答した関係団体等が県民税を「継続すべき」と回答している。

３　県民税事業の取組内容及び譲与税事業との使途区分（資料７）（資料８）

① 市町長の 52%、関係団体等の 59%が県民税事業の取組内容について、「一部見直しが必要」と回答している。
② 県民税と譲与税の使途区分については、市町長の 64%、関係団体等の 55%が「引き続き両税の使途を区分して継続すべき」と回答する一方、市町長の 36%、関係団体等の 45%が「重要な施策は両税を組み合わせて展開する」との回答もあった。

４　今後県民税事業で取り組むべき事業（資料９）

① 市町長が特に取り組むべきと考える上位５項目は、「持続的な里山林保全」、「資源の循環利用」、「地籍調査」、「林業の担い手の確保・育成」、「獣害対策」となっている。
② 関係団体等が特に取り組むべきと考える上位５項目は、「持続的な里山林保全」、「資源の循環利用」、「林業の担い手の確保・育成」、「獣害対策」、「スマート林業」となっている。

これらの意向調査の結果から、県民、市町長及び関係団体等は、森林の公益的機能の重要性を認識しており、その維持・向上に向けた取組を引き続き推進する必要があると考えていることがうかがえる。また、これらの取組を着実に実施するためには、県民税を活用した継続的な財源の確保が必要と考えていることがうかがえる。

第４　令和 10 年度以降の県民税のあり方についての意見

第１から第３までを踏まえ、今後の県民税のあり方について、あり方検討会の意見を以下のとおり取りまとめた。

１　県民税継続の必要性について

第２期県民税事業は一定の成果を上げているものの、植栽後の累積的に増加する下刈りや獣害対策への対応、里山林整備後の継続的な維持管理、境界不明森林の増加、人材の確保・育成など、依然として多くの課題が残されている。

加えて、森林の有する公益的機能は県民生活や地域社会に広く恩恵をもたらすものであり、その維持・向上に向けて継続的な森林整備を着実に推進するためには、安定的な財源の確保が不可欠である。

こうした中、県民へのアンケート結果では、約８割が森林を守り育て、将来に引き継いでいくためには県民税の継続が必要であると回答するとともに、そのための税負担も必要であると回答していることから、県民税の必要性について一定の理解が得ら

れていると言える。また、全ての市町長及び回答した団体が県民税の継続を希望している。

以上のことから、森林を取り巻く諸課題に適切に対応し、森林の有する公益的機能を将来にわたり維持・向上させ、とちぎの元気な森を健全な姿で次代へ引き継いでいくため、令和 10 年度以降も県民税を継続することが適当である。

２　施策の方向性、使途について

（１）施策の方向性

次の世代に豊かな森林を引き継ぐため、県民協働による森づくりを進めるという県民税導入時の基本理念を踏まえ、森林の有する公益的機能の維持・向上に資する取組を推進する必要がある。

第２期県民税事業により一定の成果が得られていることから、その基本的な取組を継続しつつ、残された課題や社会経済情勢の変化に伴う新たな課題への対応に重点を置いた施策展開を図ることが適当である。

引き続き目指すべき森林の姿を明確にし、森林資源の循環利用と持続可能な森林管理に向けた取組を進めることが望ましい。

（２）使途

使途については、県民税と譲与税との使途を整理し、それに基づいて決定すべきである。一方、新たな課題への対応や施策効果の向上を図る観点から、使途の整理は、施策の実施状況や社会情勢の変化を踏まえ必要に応じて見直しを行うことが適当である。

なお、重点的に取り組むべき施策として次の事項が挙げられるが、各施策については、県民税と譲与税の使途の整理に応じて、適切に実施することが望ましい。

ア　森林資源の循環利用の加速化

利用期を迎えた人工林の皆伐・再造林による若返りは進んでいるものの、依然として人工林の高齢化が進んでいるため、取組をさらに加速する必要がある。

また、苗木植栽後の下刈りや獣害対策など、再造林後に累積的に作業量が増加することもあり、限られた労働力での対応となることから、省力化や効率化に資する取組を進める必要がある。

イ　里山林の保全

県民にとって身近な里山林は日本の原風景を形成するほか、生物多様性の保全、防災機能の発揮、森林環境学習の場の提供など様々な役割を有していることから、地域課題の解決や地域活性化と連携した整備を進めるとともに、多様な主体の参画を促進し、整備後の持続的な維持管理につながる仕組みづくりを進める必要がある。

また、森づくり活動団体の高齢化や後継者不足が進んでいることから、団体間の交流や好事例・ノウハウの共有等を通じて、持続的な活動を支える担い手の確保・育成を図る必要がある。

さらに、SNS 等を活用した情報発信の充実により、森づくり活動への理解と参加を促進し、関係人口の拡大や新たな担い手の確保につなげていくことが望ましい。

ウ　森林所有対策

森林所有者の高齢化や相続等により境界等が不明な森林の増加は、今後さらに深刻化していくことが懸念されるため、地籍調査など森林所有者や境界を明確にする取組を引き続き進める必要がある。

エ　野生獣被害対策

シカによる苗木の食害被害の深刻化は、森林の若返りを妨げる要因となっていることから、防除対策の充実を継続するとともに、皆伐・再造林に加え、天然更新の活用も視野に入れた多様な森林整備手法の普及を図ることが望ましい。

また、藪化した里山林の解消は、野生獣と人との適切な生活圏の区分につながることから、継続的な管理活動が実施される仕組みづくりが必要である。

オ　森林を守る担い手の確保・育成

森林の有する公益的機能が将来にわたり十分に発揮されるよう、森林整備や森林保全活動を担う人材の確保・育成・定着に向けた取組を継続する必要がある。

その際、森林資源の循環利用を担う林業従事者と里山林の保全を担う地域住民等では、求められる役割や抱える課題が異なることから、それぞれの実情に応じた対策を講じる必要がある。

特に、里山林保全活動の担い手については、高齢化等による活動者数の減少が課題となっていることから、多様な主体との連携や活動への参加機会の創出を通じて、新たな担い手の確保・育成につなげていくことが重要である。

カ　県民理解の促進

森林の重要性に対する県民の理解は着実に進んでいるものの、県民税や事業内容の認知度は必ずしも十分とはいえないことから、SNS 等も活用しながら、県民税を活用した取組やその成果について分かりやすく情報発信を行う必要がある。

また、森林環境教育の充実や森づくり活動への参加促進、寄附など多様な関わり方の充実等を通じて、森林の働きや重要性に対する理解を深め、県民全体で森林を支える意識の醸成につなげていくことが望ましい。

３　課税方式、税額、課税期間について

（１）　課税方式

県民税の課税方式については、森林が持つ公益的機能の恩恵を享受している県民すべてが広く均しく負担するという現行の方式が定着していることや、徴税主体である市町が県民税の継続を望んでいること等も踏まえて、現行方式を踏襲することが適当である。

（２） 税額

税額は、今後取り組むべき施策の内容や事業規模を精査したうえで、事業の実施に必要な財源規模を検討するとともに、県民負担への配慮も必要である。これらを総合的に勘案すると、当面は現行水準を維持することが適当である。

（３） 課税期間

森林整備は短期間で成果が現れるものではなく、長期的かつ継続的な取組が必要であるため、安定した財源を確保しつつ計画的に施策を推進できるよう、課税期間については、これまで同様に 10 年間とすることが適当である。

なお、これらについては、とちぎの元気な森づくり県民税条例で定めるように、施行後５年を経過した場合において、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、見直しをすることが望ましい。